

野田市庁舎広告付案内板設置事業公募型プロポーザル募集要領

野田市では、来庁者の利便性向上と広告収入から得られる収入を市民サービスの向上に活用することを目的として、野田市庁舎に広告付案内板を設置する事業者を募集いたします。

1 事業名

野田市庁舎広告付案内板設置事業

2 設置場所

所在地 野田市鶴奉7番地の1

野田市庁舎1階正面玄関ホール及び東口玄関

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

※ふれあいギャラリー及び8階は午後8時まで開放。また火曜・木曜の午後8時まで市民課は開庁。並びに日曜日は市民課が午後5時15分まで開庁

閉庁日 土曜日、日曜、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

※ただし、日曜日の市民課は開庁。および土日祝日の1階、8階は開放。

3 事業概要

野田市庁舎内に事業者の企画提案に基づく、広告付案内板を設置し、市内公共施設案内地図、庁舎案内並びに広告及び行政情報の掲載を行うもの。併せて事業者は、民間企業等の広告主を募集し、広告付案内板に広告を掲載できるものとし、当該広告の掲載に伴う広告掲載料を野田市に納付するもの。

※なお、本件の実施に係る条件その他の詳細は、別紙「野田市庁舎広告付案内板設置事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

4 設置場所の使用形態

野田市庁舎広告付案内板の設置に際し、野田市は事業者と協定を締結するとともに、事業者からの申請に基づき、広告付案内板の設置面積について、野田市財産規則第23条第1項第2号の規定による行政財産の使用許可を行います。

なお、広告付案内板の設置運用の開始に関わらず、設置に係る工事又は工事の準備等のために指定した場所を使用した日から、行政財産の使用許可が必要になります。

※詳細は仕様書のとおりです。

5 設置期間

野田市が指定した場所に設置した日から5年間とする。

6 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 公共施設における広告付案内板の設置事業について、過去2年に契約の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者ではないこと。また、第2項に規定する参加の制限を受けている者ではないこと。
- (4) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者ではないこと。なお、参加申込書類の提出期限から受注候補者が特定するまでの期間に、野田市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失う。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産法手続開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続の申立をしていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者はこの限りではない。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行った者ではないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号または第6号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

7 応募の手続き等

(1) スケジュール

- ① 本要領の配布 令和4年10月3日（月）～14日（金）
- ② 質疑書の提出期間 令和4年10月3日（月）～14日（金）
- ③ 質疑書への回答 令和4年10月19日（水）まで
- ④ 応募書類の受付 令和4年10月20日（木）～26日（水）
- ⑤ プレゼンテーション 令和4年11月10日（木）予定
（実施日は応募申込者に、11月1日（火）までに通知します）
- ⑥ 選定結果の通知 令和4年11月中旬
- ⑦ 協定書締結 令和4年11月下旬
- ⑧ 広告付案内板設置期限 令和5年1月中

(2) 応募方法

① 募集要領・仕様書の配布

配布期間 令和4年10月3日（月）～14日（金）

配布方法 野田市役所のホームページからダウンロードによる。

<http://www.city.noda.chiba.jp/>

② 質疑書の提出及び回答

企画提案に関する質疑は、すべて質疑書によるものとします。質疑がある場合には、次のとおり質疑書を提出してください。

受付期間 令和4年10月3日（月）～14日（金）午後5時まで
提出方法 「質疑書」を使い、EメールまたはFAXで営繕課に提出してください。

メールアドレス eizen@mail.city.noda.chiba.jp

FAX 04-7122-1557

※提出にあたっては、必ず質疑書の着信を営繕課に電話にて確認すること。

回答方法 10月19日（水）までに、EメールまたはFAXで回答。

③ 応募書類の受付

提出期限 令和4年10月20日（木）～26日（水）

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜日を除く）

提出先 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所総務部営繕課施設管理係

提出方法 営繕課に直接持参する。

提出書類

【応募申込書類】 各1部

1. 応募申込書（様式第1号）
2. 企画提案書（様式第2号）
3. 申立書（様式第3号）
4. 事業者概要書（様式第4号）
5. 登記事項証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
6. 印鑑登録証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
7. 納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。）
 - ・ 国税の納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税の未納がない証明書）
 - ・ 法人市民税の納税証明書
8. 決算書（最新のもの）
9. 見積書（様式第5号）

【企画提案書類】…各7部（原本1部、写し6部）

1. 企画提案書（様式2号）
2. 企画提案資料
 - (1) 過去の納入実績
 - ・ 広告付案内板の設置の実績
 - (2) 配置機器等の仕様及び機能
 - ・ 地図情報、広告部分の仕様、企画、構造、材質等
 - (3) デザイン
 - ・ 色合い、デザインについて、配慮した点
 - (4) 機器の安全性、保守点検並びに障害発生時の対応
 - ・ 案内板設置における安全面について配慮した点

- ・案内板の保守管理、故障及び緊急時の対応体制

注意事項

1. 提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができます。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできません。
2. 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。
3. 企画提案書等は、事業者選定以外に提案者に無断で使用することはありません。
4. 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて応募者の負担とします。
5. 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とします。
6. 企画提案書は、1者につき1案とします。

8 審査項目及び評価方法

(1) 得点配分

- ① 技術得点：40点
- ② 価格得点：60点

(2) 提案内容は、別紙企画審査基準及び配点一覧の配点に得点化する。

また、「評価項目」の各項目について、根拠が具体的であり優秀な提案であると判断できる場合や的確な追加提案があった場合には、これを高く評価する。

ただし、各要求を満たす記述があっても、実現方式が不明瞭で文章による表示にとどまっていると判断された場合はその提案の評価は行わない。

(3) 候補者選定について

野田市庁舎広告付案内板設置事業候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書類の内容及びプレゼンテーションの状況について評価し、最も高い総合評価を得た応募者を設置事業候補者として決定します。

(4) 評価主体

評価は、「野田市庁舎広告付案内板設置事業者選定委員会」が行います。

選定委員会は、野田市職員による計6名の委員で構成されており、企画提案について公平かつ適正な評価を行います。

(5) プレゼンテーション

応募者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施します。なお、プレゼンテーションに欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

日 時 令和4年11月10日（木）予定

※実施日時は応募申込者宛に、令和4年11月1日（火）まで通知します

場 所 野田市庁舎内会議室

内 容 提案者による企画提案書類の説明（30分以内）及び質疑応答（10分）

※設置への意欲や提案の具体性・実現性などを確認します。企画提案書類の中で、特に強調したい項目を中心に説明してください。

① 出席者は3名以内としてください。

② 当日に新しい資料等の提出はできません。提出済みの企画提案

書類に基づき説明をしてください。

- ③ プロジェクター等の使用も可とします。ただし、機器類は応募者が用意すること。

(6) 評価方法及び結果の通知

先に提出された企画提案書類に加えプレゼンテーションの結果を総合的に評価、採点し、最高点を得た者を設置事業候補者とします。

評価方法

別に定める「仕様書及び企画審査基準及び配点一覧」に従い評価・採点し、選定委員1名あたり100点満点、合計600点満点で、各委員の総合評価点が最も高い点数を得た応募者を設置事業候補者として選定します。

ただし、評価が一定水準に達しない場合（各選定委員が評価・採点した合計点の総和が300点未満）は不採用とします。

注意事項

- ① 最高点を取得したものが2者以上ある場合は、広告料の提示金額が最も高い者を設置事業候補者とします。さらに、広告料が同価である場合は、くじ引きとします。
- ② 最高点を得たものが辞退を申し出た場合や次の「9. 留意事項」に該当した場合は、次順位の者を設置事業候補者とします。
- ③ 評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。
結果通知については、プレゼンテーションの応募者全員に令和4年11月中旬に書面で「プロポーザル採点結果通知書」を送付し、野田市役所のホームページにおいて公表します。

9 留意事項

次のいずれかに該当するときは、設置事業候補者としての決定を取り消します。

- (1) 審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 審査書類に記名・押印のない書類を提出した者。
- (3) 設置事業候補者の決定から協定書契約の締結までの間に、設置事業候補者の資金事情の変化等により、広告付案内板の設置・運営の履行が困難であると野田市が判断したとき。
- (4) 審査書類を期限までに提出しない、または提出した審査書類に不足がある者。
- (5) その他設置事業候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

10 協定書の締結

広告付案内板の設置に当たっては、野田市と事業者との間で協定書を取り交わすものとします。

設置事業候補者に選定された者は、野田市と広告付案内板の設置運用に係る協定の締結をするための協議を行います。協定の締結時期は、令和4年1

1 月中を予定し、併せて広告付案内板の設置に向けた協議を開始します。

1 1 その他

- (1) 企画・提案に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 応募から提出された審査書類は特別の場合を除き返却しません。また、提出された審査書類は原則公表しないが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (3) 応募者が1者の場合でも、審査・評価を実施し、選定の可否を決定します。
- (4) やむを得ず申し込みを辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第6号）を野田市に書面で提出すること。

1 2 問い合わせ先

野田市役所総務部営繕課施設管理係

所在地：〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

電話：04-7199-4958 FAX：04-7122-1558

Eメール：eizen@mail.city.noda.chiba.jp